

平成
二十年
五條市議会第三回九月定例会会議録(第五号)

平成二十年九月二十五日(木曜日)

議事日程(第九号)

平成二十年九月二十五日 午前十時開議

- 第一 同 第六号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第二 同 第七号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第三 発議第十号 吉野市長に対する辞職勧告決議について
- 第四 発議第十一号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第五 発議第十二号 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の街づくりに関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

一番	西
二番	本
三番	幸
四番	洋
	藤
	川
	村
	田
	好
	家
	美
	恵
	子
	廣
	紀

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

吉

野

晴

夫

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番
田	大	榮	土	黄	樾	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池
						久										
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝
														比		
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄

事務局職員出席者

事務局係長	事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	消防本部次長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	社会福祉協議会事務局長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長職務代行者	副市長
西	乾	森	上	下	水	海	窪	土	岸	櫻	清	辻	山	林	阪	田	岡	田	榮
峯		本	田	村	脇	老	原	井	本	本	水	本	下		ノ	上	中	本	野
久		博	卓	洋	正		佳	祥		泰		衡	正	正	武		和	俊	勝
美	旬	文	司	次	雄	保	秀	嗣	悟	司	勝	司	次	信	則	衛	人	夫	美

事務局主任 笹谷 豊
速記者 柳ヶ瀬 五美

午後一時三十分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
配付漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、同第六号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第六号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第六号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。
御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が、平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について
同意を求めるものであります。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）議長にお願い申し上げます。

ただいま吉野市長から教育委員の提案がありましたけれども、この間吉野市長の疑惑を理由に、採決に当たりましては退席をいたしまして棄権をさせていただきますけれども、昨日の調査特別委員会の結論を御存じのように、疑惑は濃厚だという結論が出され、また、それに基づいて虚偽証言ということで告発が決定されておりますので、その吉野市長からの再度の教育委員の提出でございますので、今までと同じように、採決に当たりましては退席をさせていただきます。棄権をさせていただきますと思いますので、議長におかれましては、よろしく取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、同第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第七号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第七号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）ただいま吉野市長から提案されました教育委員会さんにおかれましても、先ほどの同じ理由をもちまして退席させていただきました。採決に当たりましては棄権をさせていただきたいと思っておりますので、議長におかれましては、よろしく取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十号 吉野市長に対する辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 益 田 吉 博
賛成者 五條市議会議員 寺 本 保 英

○議長（西尾彦和）吉野市長の退場を求めます。

〔市長退場〕

○議長（西尾彦和）提出者の説明を求めます。六番益田吉博議員。

〔六番 益田吉博登壇〕

○六番（益田吉博）ただいま程されました発議第十号 吉野市長に対する辞職勧告決議について議長から発言のお許しが出ましたので、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

吉野市長に対する辞職勧告決議（案）

昨年四月二十二日に吉野市政が誕生し、就任後初となる平成十九年第二回六月定例会以来、五度の市議会定例会と二度の臨時会を経て、現在、六度目の市議会定例会中であるが、この間の様々な時と場所における吉野市長の言動は、市政の混乱に拍車をかけている。

その要因として、以下列挙する。

まずは、無責任な政治姿勢である。

消防庁舎建設予定地の見直しを表明し、今日まで結論を持ち越したままであること。現在は休止とされているが、岡中継施設築造工事の突然の工事

中止の決定、幼稚園及び保育所の統廃合に対する保護者や市民への無責任な対応、さらには、今定例会で偽証の告発を、大多数の議員の賛成により議決されたことなど、全く無責任な政治姿勢であると言わざるを得ず、五條市政を預かる最高責任者としては、リーダーシップの欠如を指摘するものである。

次に、地方自治制度に対する理解不足である。

地方自治体の意思は、最終的に市民の代表者たる議会によって決定され、執行機関である市長により事務執行が進められる。この両者はもともと役割が異なるものであり、市長が自らの職務を円滑に進めようとするならば議会敵視という姿勢はありえないはずであるが、これまでの市長の議会軽視の姿勢、さらには無用に議員を敵視し、混乱を助長するかのような行為を見る限り、議会と市長のそれぞれの役割など、基本的な地方自治制度に全く無理解であると疑わざるを得ない。

以上、述べたとおり、吉野市長は、行政の最高執行責任者としての基本的な資質が著しく欠如しており、自ら率先して市政の混乱に拍車をかけてきている。

よって、五條市議会は、これまでの市政運営の在り方について極めて重大な危機感を募らせており、一刻も早く市民の市政に対する信頼を回復することが必要であることを強く認識するものである。

吉野市長は、市政運営の最高責任者として自らの失態について強く反省され、自らの責任と意思により市長の職を辞することを勧告するものである。以上、決議する。

平成二十年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、西本幸洋議員の発言を許します。一番西本幸洋議員。

〔一番 西本幸洋登壇〕

○一番（西本幸洋）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま益田議員から提案されました発議第十号 吉野市長に対する辞職勧告決議に対して、反対の立場から討論いたします。

ただいま益田議員から吉野市長に対する辞職勧告決議について提案理由の説明がありました。昨日本会議におきまして、吉野市長の虚偽の陳述に対する告発が賛成多数で決議されました。

この後、検察庁に告発書が提出され、今後司法の手により吉野市長の証言が偽証であったかが明らかになるものと思っております。今出された辞職勧告決議は拙速であると考えるところであり、直ちに態度を決めることができかねるので、私からは本議案に対して、反対の意見を申し上げます。私の討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）次に寺本保英議員の発言を許します。十五番寺本保英議員。

〔十五番 寺本保英登壇〕

○十五番（寺本保英）議長から発言の許可をいただきましたので、私からはただいま益田議員から提案されました発議第十号 吉野市長に対する辞職勧告決議に対して、賛成の立場から討論いたします。

先ほど益田議員から提案理由の説明がありましたように、私は昨年四月二十二日に吉野市長が市長に就任され、それ以降の市長の行政運営に強い懸念を抱いております。

この間の様々な時と場所における吉野市長の言動は、一貫性がなく、市政の停滞を招き、市政の混乱に拍車をかけていると言わざるを得ないものであり、市長の資質には強い懸念を抱くものであります。

市長は、二元代表制の一翼を担う議会存在意義と、長と議会が、独立、対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しているという憲法の精神を理解し、市政を運営するべきでありました。

よって、吉野市長のリーダーとしての、さらに、五條市政を預かる最高責任者としての資格に欠けると言わざるを得ないとの判断をするものであり

ます。

吉野市長に対する辞職勧告決議は、むしろ遅きに失したとさえ考えるところであり、私の賛成討論といたします。議員各位には、何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は、本決議案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって吉野市長に対する辞職勧告決議案は可決されました。

○議長（西尾彦和）吉野市長の入場を許します。

〔市長入場〕

○議長（西尾彦和）吉野市長に申し上げます。

ただいまの吉野市長に対する辞職勧告決議案は、可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十一号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成二十年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫

賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

” 田原清孝

” 寺本保英

” 峯林宏政

” 益田吉博

” 西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案理由の趣旨説明を求めます。議会運営委員会黄木英夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員会委員長（黄木英夫）ただいま上程されました発議第十一号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和四十五年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機にひんするなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふる里の地域であり、また、都市に対して、食糧・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成二十二年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・

安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（西尾彦和）次に日程第五、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第十二号 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の街づくりに関する意見書。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十年九月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫
賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

田原清孝
" 寺本保英
" 峯林宏政
" 益田吉博
" 西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案理由の趣旨説明を求めます。議会運営委員会黄木英夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員会委員長（黄木英夫）ただいま上程されました発議第十二号 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の街づくりに関する意見書について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の街づくりに関する意見書（案）

今、長時間労働は社会全体にとって大きな課題であり、働く人たちの心身への影響、家庭生活との両立の困難さ、地域社会の担い手不足、少子化などの問題を投げかけている。

このようなとき「ワーク・ライフ・バランス」という観点から、働き方や暮らし方、地域社会の在り方を見直すことが求められており、目指すものは、一人一人が健康で生き生きと働き続けることができ、安心して妊娠・出産、育児や介護などの家庭生活を充実させ、自らの職業能力開発を図り、地域活動にも参加できる「ワーク・ライフ・バランス社会」である。

その実現に向けて、五條市は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に沿って、仕事と生活の調和を表現している企業への支援、保育や介護サービスの充実など、ワーク・ライフ・バランスの街づくりに行政、企業、労使団体、民間団体、住民が一体となって取り組まなければな

らない。

よって、国におかれては、労働政策に限ることなく、総合的かつ計画的に政策を実行するよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年九月二十五日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
どうもありがとうございます。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（西尾彦和）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は三十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（西尾彦和）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成十九年度五條市各会計決算認定を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

また、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会の皆様におかれましては、一年以上にわたり熱心かつ慎重に調査をいただき、誠にありがとうございました。

理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員また本会議各常任委員会及び決算委員会、特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

市長から閉会のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

いろいろと慎重審議をありがとうございました。

また、私も、昨年就任以来一年数箇月いるんことがございました。特に百条委員会ですね。これは、前市長が病気が原因で退任なさったという大

きな前提の中で、また、市長就任以前のこと、そして暴力団幹部と一部議員との事実無根の話、しかし、この件は検察庁に言うていただいたというところで、公平の場に出していただき良かったと思っております。そこではつきりと決着もつきたい。

しかしながら、このまちから談合はなくなりませんでした。その談合がなくなった見返りかなと、私は思っております。
以上でございます。

○議長（西尾彦和） これをもちまして平成二十年第三回定例会を閉会いたします。

午後二時三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 西尾彦和

議会副議長 太田好紀

署名議員 大谷龍雄

署名議員 田原清孝

署名議員 西本幸洋